

枚 方 市 民 憲 章

(昭和46年1月14日制定)

前 文

わたしたちは、京・大阪の中間に位し、自然美と歴史にめぐまれて発展しつづけている枚方の市民です。自然と調和した生活環境のなかで、平和で豊かなくらしをすることが、わたしたちすべての願いです。

枚方を郷土として愛するわたしたちが、いまおしすすめられている地域開発、社会開発を放置すれば、生活環境を破壊され、都市生活の基盤をくずされ、ぐらしと生命的の危険にさらされる事態を招くおそれがあります。

わたしたちはここに、みずから責任と誇りをもって、民主主義の憲法を生活のなかに生かし、住民自治を実現し、生活都市、文化、教育都市を建設していくためにこの枚方市民憲章を制定します。

本 文

- わたしたちは、健康で文化的な生活を営む権利を確認し、市民生活優先の原則を貫く市政をすすめます。
- わたしたちは、花と緑と太陽のまちをめざし、自然と生活環境を破壊せず、あらゆる公害の防止と排除につとめます。
- わたしたちは、福祉社会を実現し、老人が敬愛され、青年や子どもたちが、夢と希望の持てる社会をつくります。
- わたしたちは、手をたずさえて、文化・教育の向上をはかり文化遺産をまもり、健全な家庭をきずきます。
- わたしたちは、自由と平和を愛し、教養を高め、お互いに人間を尊重する市民道徳をまもります。